

北はりま消防組合Net 1 1 9緊急通報システム利用規約

北はりま消防組合（以下「当組合」という。）が提供するNet 1 1 9緊急通報システム（以下「Net 1 1 9」という。）を利用される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご同意いただいた場合に限り、利用者登録をした上でNet 1 1 9をご利用いただくことができます。

（適用範囲）

本規約は、Net 1 1 9及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

（サービス概要）

Net 1 1 9は、聴覚・言語機能障害等により音声での1 1 9番通報が困難な方がお持ちのスマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン等からインターネット（Web）を使って1 1 9番通報できるシステムです。

（利用条件）

(1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障害があり音声による1 1 9番通報が困難な方で、当組合が管轄する地域に在住される方です。音声による通報が可能なのは音声による1 1 9番通報をご利用ください。

(2) Net 1 1 9の利用には、事前に利用者登録が必要です。

(3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net 1 1 9では厳格なセキュリティ対策をおこなっています。これに伴い、安全な通信ができない携帯電話等では、Net 1 1 9が利用できない場合があります。

（安全な通信ができない携帯電話等を使用する場合、悪意のある第三者から通信内容を盗み見られる、通報内容を書き換えられるなどのおそれがあるため、新しい機種に買い換えて安全な通信での利用をおすすめします。）

(4) 利用に当たっては、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末、一部の高性能フィーチャーフォンが必要となります。

(5) 通報を行うにはGPS機能をONに設定する必要があります。

(6) 通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合もあるので、常にONにしておくことをおすすめします。

(7) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、Net 1 1 9からのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、設定を解除いただくか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。（機種により設定方法が異なりますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱説明書や販売店等で、ご確認をお願いいたします。）

(8) 利用するスマートフォン・フィーチャーフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

(9) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問合せ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

(10) 緊急通報以外には使用できません。

（利用者登録における注意）

(1) 複数のスマートフォン、タブレット端末、フィーチャーフォン等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。

(2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防が迅速に対応するための情報として次の情報の登録が必要になります。

「なまえ」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「メールアドレス」

※使用できる文字：英数字、.（ピリオド）、-（ハイフン）、_（アンダーバー）@（アットマーク）

※ピリオドの連続（..）やアットマークの直前のピリオド（.@）を含むメールアドレスは使用できません。

(3) 通報者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、当組合が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

「よく行く場所の名称」「よく行く場所の所在地」

- (4) 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、緊急連絡先に関わる情報を登録することができます。いざという時に、当組合と通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録されることを強くおすすめします。

「緊急連絡先のなまえ(ふりがな)」、「緊急連絡先の電話番号または携帯電話番号」、「緊急連絡先のFAX番号」

- (5) 通報時に何らかの理由で当組合から利用者に連絡が取れなくなってしまった際は、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

- (6) 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に当組合から登録された方に意思の確認を行う場合もあります。

- (7) 登録いただいた利用者情報は、緊急時に当組合が判断した場合において、消防救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察等に対して情報提供を行います。また、北はりま消防組合以外の消防機関が通報を受け付けた場合も同様の取扱いとなります。

- (8) 以下の事由が発生した場合は、速やかに「お問合せ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

ア 転居やメールアドレス等、登録済の利用者情報に変更があった場合

イ スマートフォン、タブレット端末、フィーチャーフォン等の機種変更を行った場合

ウ Net 119の利用を中止したい場合

- (9) Net 119の利用意思を確認するために、当組合から登録者様宛に定期的にメールを送信させていただくことがありますので、返信をしてください。長期にわたり応答がない場合等、登録者様のご利用意思を確認できない場合は、当組合において利用の停止又は利用者情報を抹消することがあります。

- (10) 登録者様別に発行される本登録用URLは、個人を認証する情報となりますので、なりすまし通報の防止のため、他人に知らせないでください。

(通報時における注意点)

- (1) 音声通話により119番通報が可能の方が近くににいる場合は、Net 119の「他の人をお願いする」機能で、音声通話による119番通報を依頼してください。

- (2) 通報を行う際には、最初に「通報する」を選択し、続けて「火事」、「救急」の通報種別を選択し、その次に、現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。

- (3) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が当組合に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が当組合に送られます。GPS測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

- (4) 現在位置の入力が完了すると、通報が当組合に接続され、チャットを開始します。詳しい状況を教えてください。

- (5) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。

- (6) チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、当組合から登録されたメールアドレス宛に「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。

- (7) 「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、忘れずに登録情報の変更を行ってください。

- (8) 通報地点が不明な場合(取得した位置情報が大きくずれている場合等)は、別の手段での通報(第三者による通報等)を案内する場合があります。

- (9) 「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要となった際に備えて操作に慣れておくことができます。

「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、当組合に通報されることはありませんので、気兼ねなくお使いください。

- (10) 明らかにいざら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(サービスが利用できない場合)

- (1) Net 119を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波が届き難い所、通信網のエリア外等、Net 119を利用できない場所があります。
- (2) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により利用できない場合があります。
- (3) 何らかの理由によりNet 119による通報ができない場合には、Net 119以外の手段によって119番通報を行ってください。
- (4) Net 119のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを当組合から事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしてください。
- (5) 当組合は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなくNet 119の全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止できるものとします。
当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当組合は何らの責任も負わないものとします。

(個人情報取扱)

- (1) 当組合は、Net 119で収集した個人が特定される、又は特定され得る情報(他の情報との照合により個人を特定できる情報を含む。)(以下「個人情報」という。)を北はりま消防組合個人情報保護条例(平成23年条例第7号)に基づき、適正に管理し、登録された個人情報につきましては、Net 119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当組合の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防へ転送することがあります。
- (3) 管轄消防から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) Net 119の利用者登録情報及び通報内容(通報画面(チャット画面等)に入力される情報及び通報した位置情報等)が、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保存を目的として、当組合及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者(ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含む。)によってアクセスされます。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保存を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問合せは、当組合までご連絡ください。

(利用者の責任)

利用者は、自己責任においてNet 119を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器及び通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。当組合は、Net 119についても慎重に管理をしますが、利用者がNet 119の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が当組合にある場合を除き、何ら責任を負わないものとします。

(禁止事項)

利用者は、前項に定めるもののほか、Net 119の利用に当たって以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合は、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- (1) 法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- (2) 他の利用者、当組合又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- (3) 人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 自殺を誘引又は勧誘する行為
- (6) 虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- (7) 当組合の書面による事前の承諾を得ずに、Net 119に関連して営利を追求する行為

- (8) 当組合によるNet 1 1 9の運営を妨害する行為
- (9) Net 1 1 9の信用を失墜、毀損させる行為
- (10) Net 1 1 9を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- (11) Net 1 1 9を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- (12) その他、当組合が不適切と判断する行為

(知的財産権等)

- (1) Net 1 1 9に関するコンテンツの権利(所有権、特許権・著作権等の知的財産権肖像権、パブリシティー権等)は当組合又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は、Net 1 1 9を利用するに当たって、一切の権利を取得することはないものとし、当組合は利用者に対し、Net 1 1 9に関する知的財産権について、Net 1 1 9を本規約に従ってのみ使用することができます。非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用权を許諾するものとします。
- (3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、Net 1 1 9に関する一切の権利を侵害する行為をしてはなりません。
- (4) 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、当組合に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当組合に損害を与えたときは、当組合に対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

- (1) Net 1 1 9に係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、当組合は何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net 1 1 9が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者が生じた損害について当組合は何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net 1 1 9を利用者の端末機に登録するに当たって利用者の端末機がコンピュータウイルス等に感染し、利用者へ損害が生じた場合であっても、当組合は何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変等の非常事態によりNet 1 1 9が正常に利用できない場合、当組合は何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

当組合は、本規約を随時改訂することができるものとします。当組合は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約をNet 1 1 9内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議及び管轄裁判所)

Net 1 1 9に関連して利用者、当組合ないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。なお、協議によっても疑義、問題が解決しない場合、当該紛争については、神戸地方裁判所又は社簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(準拠法)

本規約は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

【お問合せ先】

加東市役所 健康福祉部社会福祉課

〒673-1493

加東市 社 50番地

電話：0795 (43) 0070

FAX：0795 (42) 6862

メールアドレス：shogai-fukushi@city.kato.lg.jp

北はりま消防組合消防本部 警防部情報管理課

〒679-0292

加東市下滝野1269番地2

電話：0795 (48) 0119

FAX：0795 (48) 3149

メールアドレス：kitaharima119@ivy.ocn.ne.jp